

土木工事等最低制限価格率具体式について

※最低制限価格率(%)は工事毎に設定するものとし、次に示す具体式により算出した数値とします。

※小数点第1位を切り上げて整数とします。

(小数点第1位を切り上げとは、例 90.10→91% 90.09→90%)

最低制限価格率(%) = $\{ [\text{直接工事費} \times (1.00 \sim 0.97) + \text{共通仮設費(積上分)} \times 1.00 + \text{共通仮設費(率分)} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times (0.8 \times \alpha + \beta) + \text{一般管理費} \times 0.55] / \text{工事価格} \} \times 100$

※土木工事等の最低制限価格率算出に係る直接工事費の変動計数(1.00~0.97)は次のとおりです。

資材費率 0%以上から20%未満の範囲では、直接工事費の計数は1.00
資材費率20%以上から50%未満の範囲では、直接工事費の計数は0.99
資材費率50%以上から80%未満の範囲では、直接工事費の計数は0.98
資材費率80%以上 の範囲では、直接工事費の計数は0.97

※変動計数は、個々の案件毎に公表します。

【注】直接工事費に乗じる変動計数(1.00~0.97)については、当分の間資材費率に関わりなく1.00を適用するものとします。

※現場環境改善費(旧:イメージアップ経費)(率分)を計上する場合は、共通仮設費(積上分)とします。

※現場管理費に係る補正計数 $\alpha \cdot \beta$ は次のとおりです。

係数 α

工事価格	規模補正計数
1,000万円未満	1.30
3,000万円未満	1.20
5,000万円未満	1.10
1億5,000万円以下	1.00
5億円以下	0.90
8億円以下	0.80
8億円超	0.70

係数 β

補正対象工事	補正計数
道路維持工事、交通安全施設等整備工事、砂防維持及び施設工事、古都及び緑地保全工事	0.04
上記以外	0.00

【注】現場管理費に乗じる変動計数(0.8 \times α + β)については、1.00を上限とします。